

## 身障者等受験特別措置実施概要

「法学検定試験」の受験に際して、身体等に障がいのある方には、審査により障がい等の種類・程度に応じた特別の措置を行います。希望する場合は、期日までに書類を提出していただく必要がありますので、下記を参考に申請をお願いします。なお、必要書類がいずれか1点でも提出されない場合には申請を受理できませんので、ご注意ください。

また、出願締切後に不慮の事故等で負傷され受験特別措置が必要になった場合は、できるだけ速やかに事務局へご連絡ください。可能な限り対応いたしますが、状況によっては対応できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### I. 必要書類

#### 1. 特別措置申請書

受験者本人が記入してください（筆記が困難な場合に限り代筆可。また、PC入力用のエクセル形式の申請書もご利用ください）。

#### 2. 障害者手帳の障害等級および傷病名の記載のあるページの写し、または発行日より6ヵ月以内\*の医師の診断書などの障がいの程度や状況を証明する書類の原本のいずれか

※6ヵ月以上前の書類を提出された場合、書類不備となり申請を受理できませんのでご注意ください。

### II. 提出方法

願書郵送による出願の場合

…願書と一緒に10月12日（水）までに郵送でお送りください。

Web申込み・コンビニ店頭設置機械による出願

…申し込み完了後、10月12日（水）までに郵送でお送りください。

※準備のため、一般の出願期間より早い期日の提出をお願いしています。

上記日程に間に合わない場合は事務局まで別途お問い合わせください。

### III. 特別措置の実施方法等についての通知

委員会で審査・検討のうえ、実施方法を決定し、受験票の郵送時に通知します。

### IV. 特別に措置する事項例

#### 1. 視覚に障がいのある方に対する措置

例) 問題冊子・解答用紙の拡大、拡大読書器の使用許可、試験時間延長

#### 2. 聴覚に障がいのある方に対する措置

例) 受験に関する説明の文書配布、補聴器の使用許可

#### 3. 肢体に障がいのある方に対する措置

例) 解答用紙の拡大、チェック式解答

#### 4. その他

例) 常備薬の服用・使用とそれに伴う水分飲用

点眼薬やティッシュ、ハンカチ、座布団の使用のみを希望の場合は、事前の申請は必要ありません。

試験当日に受験票で指定された教室の監督員にお申し出ください。不正がないかを確認のうえ、許可いたします。

※別室受験は、試験時間延長を許可された方のみです。

—お問合せ先—

法学検定試験委員会事務局 特別措置係

(平日 10:00～17:00)

Mail: houken\_since2000@jimu-kyoku.net